

新潟市公有財産規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第2号

新潟市公有財産規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程

新潟市公有財産規則の規定による帳票規程（昭和59年新潟市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第18号中

「

行政財産の用途	
使用行政財産の表示及びその内容	
使用目的	

を

」

「

行政財産の表示	名称	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	
	所在		
使用目的			
使用面積・数量			

に

」

改める。

別記様式第 2 3 号中

「

貸付けを受けようとする財産の表示及びその内容	
使用目的	

を

」

「

公有財産の表示	名称	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	
	所在		
使用目的			
使用面積・数量			

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。